

H23業務におけるTECRISへの技術者登録について

単体企業の場合

平成23年4月1日以降に契約する業務に適用

●一般業務(地質・測量含む)は、担当技術者の登録人数は3名まで

一般業務

管理技術者

担当技術者1

担当技術者2

担当技術者3

●発注者支援業務等は、担当技術者の登録人数はTECRIS最大登録人数の9名まで

発注者支援業務等

管理技術者

担当技術者1

~

担当技術者9

設計共同体の場合

●一般業務(地質・測量含む)は、代表者、構成員毎に担当技術者の登録人数は3名まで

一般業務

代表者

管理技術者

担当技術者1

担当技術者2

担当技術者3

構成員

担当技術者1

担当技術者2

担当技術者3

●発注者支援業務等は、代表者、構成員毎に担当技術者の登録人数はTECRIS最大登録人数の9名まで

発注者支援業務等

代表者

管理技術者

担当技術者1

~

担当技術者9

構成員1

担当技術者1

~

担当技術者9

構成員2

担当技術者1

~

担当技術者9

構成員〇

担当技術者1

~

担当技術者9

※照査技術者は、仕様書で定められている場合に限り、別途、照査技術者1名を登録する。
(仕様書に定められておらず、技術提案で照査技術者を提案された場合は登録できません。)
※発注者支援業務等とは、発注者支援業務、公物管理補助業務、用地補償総合技術業務、事業計画業務をいう。

発注者支援業務等

発注者支援業務等とは、以下に示した発注者支援業務、公物管理補助業務、用地補償総合技術業務、その他業務をいう。

発注者支援業務

- 積算技術業務
- 技術審査業務
- 工事監督支援業務

その他業務

- 事業計画業務

公物管理補助業務

- 河川巡視支援業務
- 河川許認可審査支援業務
- ダム管理支援業務
- 堰・排水機場等管理支援業務
- 道路許認可審査・適正化指導業務
(道路管理事務業務・特殊車両事務業務)

用地補償総合技術業務

- 用地補償総合技術業務